

(別紙 2 - 6)

第 1 水産資源

うまづらはぎ日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させる。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。